

で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)を有しているときは、その当事者又は参加人に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により提供することを求めることができる。

(文書等の提出時期)

**第五十七条の四** 証人、当事者本人又は鑑定人(以下「証人等」という。)の尋問又は意見の陳述において使用する予定の文書は、証人等の陳述の信用性を争うための証拠として使用するものを除き、その証人等の尋問又は意見の陳述を開始する時の相当期間前までに、提出しなければならない。ただし、当該文書を提出することができないときは、その写しを提出すれば足りる。

**様式第 5** (第 8 条関係)

[略]

[備考]

1～3 [略]

4 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、5、7 から 11 まで及び 14 から 16 まで並びに様式第 4 の備考 3 と同様とする。

**様式第 6** (第 9 条関係)

[略]

[備考]

1～4 [略]

5 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、5、7 から 11 まで及び 13 から 16 まで並びに様式第 5 の備考 1 と同様とする。この場合において、様式第 3 の備考 13 中「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

**様式第 7** (第 9 条関係)

[略]

[備考]

1・2 [略]

3 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、5、7 から 11 まで及び 13 から 16 まで、様式第 5 の備考 1 並びに様式第 6 の備考 1 から 4 までと同様とする。この場合において、様式第 3 の備考 13 中「請求の内容」とあるのは「代理人」と、様式第 6 の備考 4 中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

**様式第 8** (第 9 条関係)

[略]

[備考]

1 [略]

2 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、5、7 から 11 まで及び 13 から 16 まで、様式第 5 の備考 1 並びに様式第 6 の備考 2 及び 3 と同様とする。この場合において、様式第 3 の備考 13 中「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

**様式第 10** (第 9 条の 2 関係)

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、5、7 から 11 まで及び 14 から 16 まで並びに様式第 5 の備考 2 及び 3 と同様とする。

(文書等の提出時期)

**第五十七条の四** 証人、当事者本人又は鑑定人(以下「証人等」という。)の尋問において使用する予定の文書は、証人等の陳述の信用性を争うための証拠として使用するものを除き、その証人等の尋問を開始する時の相当期間前までに、提出しなければならない。ただし、当該文書を提出することができないときは、その写しを提出すれば足りる。

**様式第 5** (第 8 条関係)

[略]

[備考]

1～3 [略]

4 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 11 まで及び 14 から 16 まで並びに様式第 4 の備考 3 と同様とする。

**様式第 6** (第 9 条関係)

[略]

[備考]

1～4 [略]

5 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 11 まで及び 13 から 16 まで並びに様式第 5 の備考 1 と同様とする。この場合において、様式第 3 の備考 13 中「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

**様式第 7** (第 9 条関係)

[略]

[備考]

1・2 [略]

3 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 11 まで及び 13 から 16 まで、様式第 5 の備考 1 並びに様式第 6 の備考 1 から 4 までと同様とする。この場合において、様式第 3 の備考 13 中「請求の内容」とあるのは「代理人」と、様式第 6 の備考 4 中「氏名」とあるのは「住所」と、「名称」とあるのは「居所」と読み替えるものとする。

**様式第 8** (第 9 条関係)

[略]

[備考]

1 [略]

2 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 11 まで及び 13 から 16 まで、様式第 5 の備考 1 並びに様式第 6 の備考 2 及び 3 と同様とする。この場合において、様式第 3 の備考 11 中「請求の内容」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

**様式第 10** (第 9 条の 2 関係)

[略]

[備考]

1～6 [略]

7 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 11 まで及び 14 から 16 まで並びに様式第 5 の備考 2 及び 3 と同様とする。